

旭川市低所得世帯子ども加算金申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

(宛先)旭川市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

申請日	令和 年 月 日	申請期限	令和7年5月31日(当日消印有効)
-----	----------	------	-------------------

※令和6年12月14日以降に出生した児童分の申請は、令和7年7月31日(当日消印有効)

1 申請(請求)者(世帯主)

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
署名(又は、記名押印)	大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 () ※携帯電話等、日中に連絡がとれる番号

2 加算金申請児童

旭川市物価高騰重点支援給付金の対象世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた、次のいずれかに該当する児童がいる世帯の世帯主が申請してください。

- 令和6年12月13日(以下「基準日」といいます。)時点で世帯主と同一世帯である児童
- 世帯主と同一世帯である令和6年12月14日以降に出生した児童
- 世帯主の世帯員ではなく、児童のみ(兄弟姉妹を含みます)で寮などに入っているが、世帯主が監護している児童

※(3)に該当する場合は、申請書(請求書)に「別居監護申立書」を添付してください。

※施設(母子生活支援施設を除きます。)に入所している児童は対象となりません。

※対象児童が世帯主の場合は、当該児童分は対象となりません。

※既に旭川市または他市町村から本加算金と同様の給付を受けた場合は対象とはなりません。

※離婚やDV等により支給対象となる場合があります。詳しくは給付金専用ダイヤル(☎76-7415)まで御連絡ください。

フリガナ 対象児童氏名	生年月日	世帯主と児童の世帯状況	基準日時点の住所 (基準日時点で、世帯主と児童が別世帯である場合のみ記入してください)
1	平成・令和 年 月 日	同一世帯 ・ 別世帯	
2	平成・令和 年 月 日	同一世帯 ・ 別世帯	
3	平成・令和 年 月 日	同一世帯 ・ 別世帯	
4	平成・令和 年 月 日	同一世帯 ・ 別世帯	
5	平成・令和 年 月 日	同一世帯 ・ 別世帯	

3 対象児童数、申請額・請求額

対象児童数	人	× 20,000円 =	申請額・請求額	円
-------	---	-------------	---------	---

※「2 加算金申請児童」の人数を記入してください。

※申請額・請求額は、申請児童1人当たり20,000円です。(例)申請児童数3人の場合 : 3人×20,000円=60,000円

4 振込口座 ※原則「1の申請(請求)者(世帯主)」の口座とします。

金融機関名	支店名	種別	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)
銀行 信組 信金 信連 金庫 農協	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通 当座		

ゆうちょ銀行の支店名や口座番号がわからない場合は、下記を記入してください。

記号	番号	口座名義(カタカナ)
----	----	------------

※金融機関の口座がない等、口座振込による受取ができない場合は、給付金専用ダイヤル(☎76-7415)まで御連絡ください。

裏面も必ず御確認ください

【旭川市記入欄】 ※記入しないでください

<input type="checkbox"/> 申請児童数、申請額・請求額と支給決定額が同じ。	<input type="checkbox"/> 不支給
<input type="checkbox"/> 申請児童数、申請額・請求額と支給決定額が異なる。	
対象児童数 人	支給決定額 円

5 誓約・同意事項 ※各項目を確認し、全て同意された上で申請してください。

- ① 基準日(令和6年12月13日)において、旭川市(以下「市」といいます。)に住民登録がある世帯の世帯主です。
- ② 旭川市低所得世帯子ども加算金(以下「加算金」といいます。)の支給対象世帯(※)に該当します。

※加算金の支給対象となるためには、以下の要件の全てを満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されていません。
- イ 令和6年度住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
(※税法上の扶養で「健康保険の扶養」とは必ずしも一致しません。)

【イ 支給対象とならない場合(例)】

- ・世帯全員が、単身赴任している住民税課税者に扶養されている場合
- ・高校生や大学生など親元を離れて生活している方で、住民税課税者に扶養されている場合
- ・令和6年度から就職したが、令和5年度は学生であり、令和5年中は住民税課税者に扶養されていた場合
- ・世帯全員が、住民税課税者の子等から扶養されている場合

ウ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに申告していない者はいません。

エ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいません。

オ 既に他の市町村で本加算金と同様の給付を受けた世帯ではありません。

カ 令和6年1月1日時点で日本国内に住民登録がない者のみで構成される世帯ではありません。

- ③ 加算金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、加算金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月16日まで(令和6年12月14日以降に出生した児童分の申請については令和7年8月15日まで)に市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、加算金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 加算金の支給後、申請書(請求書)の記入事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算金を返還します。
- ⑧ 同じ申請・請求者が2回以上の申請をした場合は、市が当該2回目以降の申請を無効とすることに同意します。
- ⑨ 加算金の支給時期について、提出書類に不備がない場合、申請書(請求書)を市が受領した日から3~4週間程度を要すること、また、世帯に転入者がいる場合は、更に支給時期が遅くなることに同意します。
- ⑩ 提出した申請書類等について、返却されないことに同意します。

【提出書類】

1 旭川市低所得世帯子ども加算金申請書(請求書)(本書)

2 申請・請求者本人確認書類(写し)

a, bのいずれか1つ

a 公的機関が発行する写真付き証明書(写し)

マイナンバーカード(顔写真ありの面)、写真付き住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護支援専門員証、写真付き在留カード、写真付き特別永住者証明書など

b その他氏名、住所等が確認できる書類(写し)

健康保険証、健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証、各種資格者証、学生証、社員証、保護手帳、各種公共機関から発行された領収書(税金・社会保険料・公共料金等領収書等)など

3 受取口座を確認できる書類(写し)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カタカナ)がわかる通帳やキャッシュカードなど

※表面「4 振込口座」において、旭川市物価高騰重点支援給付金と同一口座への振込を希望する場合、添付不要です。

4 令和6年1月1日時点で居住の市町村の『住民税が非課税とわかる証明書』の写し

令和6年1月1日時点の住所が旭川市外の住所の世帯員、全員分

※2009年(平成21年)4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。

※添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名